

# 2022 (令和4) 年度 乳幼児健診日程表



## 乳児健診

(前期・後期各1回)

【対象】 前期(4ヵ月～6ヵ月) 後期(9ヵ月～1歳未満) 【場所】うるみん3階ホール	【受付時間】 午前8時45分～10時半
月日	曜日
4月17日	日
5月15日	日
6月5日	日
7月10日	日
8月14日	日
9月4日	日
10月2日	日
11月6日	日
12月18日	日
1月22日	日
2月12日	日
3月19日	日

※乳児前期(4ヵ月～6ヵ月)は個別健診をご案内しています。

## 2歳児歯科検診

【対象】2歳6ヵ月～3歳未満 【受付時間】午後1時～2時半 【場所】うるみん3階ホール	
月日	曜日
4月7日	木
5月12日	木
6月2日	木
7月7日	木
8月4日	木
9月8日	木
10月6日	木
11月10日	木
12月7日	水
1月6日	金
2月8日	水
3月23日	木

## 1歳6ヶ月児健診

【対象】1歳6ヵ月～2歳未満  
【受付時間】午後12時45分～2時  
【場所】うるみん3階ホール

月	日	曜日	月	日	曜日	月	日	曜日
4月	5日	火	8月	2日	火	12月	6日	火
	13日	水		5日	金		9日	金
	15日	金		9日	火		13日	火
5月	11日	水	9月	6日	火	1月	5日	木
	17日	火		13日	火		11日	水
	20日	金		15日	木		17日	火
6月	1日	水	10月	5日	水	2月	3日	金
	7日	火		11日	火		9日	木
	14日	火		14日	金		16日	木
7月	5日	火	11月	9日	水	3月	16日	木
	19日	火		15日	火		22日	水
	21日	木		18日	金		24日	金

## 3歳児健診

【対象】3歳6ヵ月～4歳未満  
【受付時間】午後12時45分～2時  
【場所】うるみん3階ホール

月	日	曜日	月	日	曜日	月	日	曜日
4月	6日	水	8月	3日	水	12月	8日	木
	8日	金		16日	火		16日	金
	12日	火		17日	水		22日	木
5月	10日	火	9月	7日	水	1月	4日	水
	13日	金		9日	金		10日	火
	18日	水		16日	金		13日	金
6月	3日	金	10月	4日	火	2月	18日	水
	8日	水		7日	金		2日	木
	28日	火		20日	木		7日	火
7月	6日	水	11月	8日	火	3月	14日	火
	8日	金		11日	金		17日	金
	13日	水		17日	木		17日	金

## こども健康相談

乳幼児と妊産婦の健康に関する相談、身長・体重計測などを行っています。

- ◇日時：月～金(土日、祝日は除く)  
午前9時30分～10時30分、午後2時～4時
- ◇場所：本庁舎東棟2階 子育て世代包括支援センター相談室
- ◇申込方法：予約制となります。お電話等でお申込みください。
- ※栄養相談を希望される方は電話で予約される際にお伝えください。



【お問合せ・ご予約】 子育て世代包括支援センター 本庁舎東棟2階 ☎098-989-0220

# 申請はお済みですか？

うるま市新生児子育て世帯応援給付金

新生児を対象に

(児童一人につき)

# 10万円を給付します。

新生児の誕生を迎えた子育て世帯に対し、迅速な経済的支援および切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児子育て世帯応援給付金事業を実施しています。

**対象児童** 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに出生した子  
**申請期限** 令和4年**4月30日**まで(当日消印有効)

**申請・受給対象者** 対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。

令和4年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和4年3月31日時点で本市に住民登録がなければなりません。

**申請方法** 書類をこども政策課へ郵送または窓口にて提出  
▶詳細については、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

### 書類の配布

- ・令和3年11月15日時点で、住民登録されている申請・受給権者には申請書を送付しています。
- ・住民登録された申請・受給権者には、こども政策課窓口にて配布します。
- ・令和3年11月15日までに出生届を提出している方で、書類が届いていない方は、こども政策課までご連絡ください。

お問合せ こども政策課 ☎989-5313

# 子育て世帯への臨時特別給付 (支援給付金)

離婚やDV等によって、児童を養育しているにも関わらず、すでに支給が済んでいる子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない方々に対し、子育てを支援する目的として支援給付金を支給します。

**支給額** 対象児童 **10万円** 1人につき  
**申請期限** 令和4年**4月28日**まで(郵送の場合は必着)

※受給対象者の状況によっては、全額支給できない場合があります。

**受給対象者** 離婚やDV等により子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れていない方で、次の(1)、(2)または(3)に該当する方

- (1) 令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
  - (2) 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育する方
  - (3) その他これらに準ずる方(DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等)
- ※(1)、(2)、(3)は所得が児童手当と同様の所得制限限度額未満の方に限ります。

**申請方法** 書類をこども家庭課へ郵送または窓口にて提出

**申請書類について** ・対象者と思われる方には、令和4年2月22日に申請書を送付しています。  
・市ホームページまたはこども家庭課窓口でも配布しています。

◎支給額、受給対象者の詳細については、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

お問合せ こども家庭課 ☎923-4075 ☎973-4983

健康診査(健診)は、対象年齢内であれば、どの日程でも受診できます。病院や保育園で受けるものとは、内容が異なります。ぜひ受けましょう。